平成２３年（フ）第１２９号
広島県福山市瀬戸町大字地頭分35番地26
破産者　井上　和子
1　決定年月日　平成23年８月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第１３３号
広島県福山市幕山台７丁目３番８号、旧住所広島県福山市春日池14番10号
破産者　土田　信博
1　決定年月日　平成23年８月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第４号
広島県安芸高田市吉田町竹原967番地、前住所広島県安芸高田市美土里町横田2322番地４
破産者　清家　美鈴（旧姓桜田）
1　決定年月日　平成23年８月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２３年（フ）第２２４号
香川県高松市牟礼町牟礼1477番地１　グリーンダイヤ村瀬Ｂ棟101号室
破産者　山田　京子（旧姓長瀬）
1　決定年月日　平成23年８月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第２２９号
愛媛県松山市小栗３丁目６番21号　オークタウン松山102号
破産者　山内　卓巳
1　決定年月日　平成23年８月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第２３８号
愛媛県松山市枝松６丁目12番11号　今井マンション703号、開始決定時の住所愛媛県松山市築山町12番30号　カサグランデ築山307号
破産者　有田　秀信
1　決定年月日　平成23年８月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第２４６号
愛媛県松山市東垣生町835番地４　プロバンスガーデンＢ102号
破産者　柏本　慎一
1　決定年月日　平成23年８月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第２５４号
愛媛県松山市清住１丁目４番７号
破産者　岡崎　幾久
1　決定年月日　平成23年８月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第２２号
愛媛県今治市南宝来町２丁目７番地17
破産者　原田　和子
1　決定年月日　平成23年８月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

平成２３年（フ）第２４号
愛媛県今治市喜田村４丁目８番１号、旧住所愛媛県今治市桜井甲1181番地60
破産者　三宅川初美
1　決定年月日　平成23年８月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

平成２３年（フ）第１５２号
福岡県久留米市野伏間１丁目１番１号
破産者　三原　政義
1　決定年月日　平成23年８月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１６４号
福岡県うきは市吉井町千年74番地１
破産者　高田　博旨
1　決定年月日　平成23年８月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１５５号
宮崎市清武町今泉丙2605番地１
破産者　蛯原ふじ子
1　決定年月日　平成23年８月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１０１号
宮崎県小林市細野2901番地７、前住所宮崎県都城市高崎町前田316番地２
破産者　福田　信一
1　決定年月日　平成23年８月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第４８号
鹿児島県鹿屋市新川町708番地　フェバリーVI101号
破産者　藤尾　敬子
1　決定年月日　平成23年８月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第５３号
鹿児島県曽於市末吉町南之郷4704番地
破産者　重久みゆき（旧姓竹下）
1　決定年月日　平成23年８月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第５６号
鹿児島県鹿屋市笠之原町2756番地１　若王子ニュータウンＣ棟
破産者　田畑　　聖（旧姓加治屋）
1　決定年月日　平成23年８月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

小規模個人再生による再生手続開始

平成２３年（再イ）第７号
岩手県花巻市矢沢第４地割144番地１
再生債務者　鎌田　伸一
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年９月９日まで
4　一般異議申述期間　平成23年９月22日から平成23年10月６日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（再イ）第２０号
福島県伊達市梁川町陽光台５番地24
再生債務者　菅野　健二
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年９月９日まで
4　一般異議申述期間　平成23年９月26日から平成23年10月７日まで
福島地方裁判所

平成２３年（再イ）第２１号
福島県伊達市梁川町陽光台５番地24
再生債務者　菅野ゆかり
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年９月９日まで
4　一般異議申述期間　平成23年９月26日から平成23年10月７日まで
福島地方裁判所

平成２３年（再イ）第３１号
金沢市泉本町６丁目26番地１
再生債務者　野村　直美
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年９月９日まで
4　一般異議申述期間　平成23年９月16日から平成23年９月30日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（再イ）第６６４号
大阪市大正区小林東３丁目１番２号シティエステイト小林302号
再生債務者　中畠　貴良
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年９月９日まで
4　一般異議申述期間　平成23年９月12日から平成23年９月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再ロ）第６１号
大阪市鶴見区茨田大宮４丁目20番16―101号
再生債務者　篠井　一正
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年９月９日まで
4　一般異議申述期間　平成23年９月12日から平成23年９月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再イ）第１２５号
堺市北区百舌鳥赤畑町４丁288番地８、前住所堺市北区百舌鳥陵南町３丁344番地　正楽北田ハイツＢ―203号
再生債務者　高橋　雅美
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年９月９日まで
4　一般異議申述期間　平成23年９月16日から平成23年９月30日まで
大阪地方裁判所堺支部個人再生係